

〇概要

いちご、なし、水稻などの育種、育成者権と商標権に基づく品種・ブランドの管理を実施するとともに、切れ目のない新品種の市場投入など、知財創造サイクルの実現を目指す。

【取組のポイント】

- ・「とちおとめ」の後継品種として「とちあいか（登録品種名：栃木i37号）」に順次切り替えるなど（令和6年時点で県内作付面積の約6割）、**切れ目のない品種更新を実現**。
- ・品種は育成者権、ブランドは商標権で保護し、アジアの主要国でも育成者権・商標権を取得するなど、国内外において、**品種とブランドの両面から保護**。
- ・「栃木県農産物知的財産権センター」を設置し、知財に関する相談対応や、知財の維持管理や保護を行うとともに、DNAマーカーの開発も行い**権利侵害に即応できる体制構築**。
- ・育成者権と商標権の許諾料の戦略的な徴収により、**一定の許諾料を確保し、国内外での権利取得・保全等の費用に充当**。

